

令和3年度
入札参加資格審査
申請書提出要領
(中間年・市内・準市内継続業者用)

建設工事

米原市シンボルキャラクター



姫ママル ホタルン 源氏パピル

令和2年11月
米原市総務部管財課

目 次

・ 審査基準日、受付対象、受付期日および時間、受付場所、申請者の参加資格	… 3
・ 資格の有効期間、中間年審査内容	… 4
・ 提出書類一覧表、提出方法、申請内容修正	… 5
・ 変更届、その他	… 6
・ 格付対象参加希望工事の技術職員基準、職員の要件	… 7
・ 申請書記入要領	… 8
・ 記入例	… 9
・ 資格コード表	…17
・ 略号・コード表	…21
・ 様式	…22

令和3年度 入札参加資格審査申請書提出要領（中間年・市内および準市内業者用）

市内および準市内業者は、米原市が発注する建設工事の競争入札等に令和3年度も継続して参加を希望するには、「建設工事入札参加資格中間年審査」を受け「入札参加資格者名簿」に登載されなければなりません。継続して参加を希望される方は、本要領を熟読いただき、正しく手続きをしてください。

なお、中間年においては、工事種目の変更はできません(取消しは除く。)。市内業者で工事種目の追加を希望される方は、入札参加資格審査申請書(追加申請用)の申請が必要となります。

中間年審査を受審しないと、令和3年度の入札参加資格を喪失しますので注意してください。
提出については、新型コロナウイルス感染予防のため信書扱いの郵送のみとします。

1 審査基準日

令和3年1月1日

2 受付対象者

今年度は、中間年審査です。

令和3年度継続して参加希望する方

3 受付期日

下記受付期日以外の受付は行いません(申請書類の記載事項の不備または不足している場合の再受付含む。)。随時受付も行いませんので、注意してください。

受付期日内の早めの申請を心掛けてください。(受付期日前の到着分については、期日内開封後の受付となる。)

(1) 受付期日

令和3年1月12日(火)から令和3年1月21日(木)までの期間のうち、土曜日および日曜日を除く8日間です。

(2) 締切期限

最終日の午後4時まで

4 提出先

〒521-8501

滋賀県米原市下多良三丁目3番地

米原市役所総務部管財課(米原庁舎)

電話 0749 (52) 6781

FAX 0749 (52) 4447

5 申請者の参加資格

審査基準日において次の要件を全て満たしていることが必要です。

(なお、審査基準日以降に要件を欠いた場合は、資格を喪失します。)

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないことおよび破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている建設業者で、参加希望工事に対応する許可業種について、審査基準日の前日において許可取得後2年以上経過している者(支店・営業所等で入札参加申請する場合は、その支店・営業所等で参加希望工事に対応する許可業種について、審査基準日の前日において許可取得後2年以上経過している者)
- (5) 参加希望工事に対応する許可業種について、建設業法第27条の23に規定する直前決算における経営事項審査(経審)を受審して「経営規模等評価の申請」および「総合評定値の請求」を行った者
- (6) 国税および地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 市内業者および準市内業者にあつては、米原市税および米原市公共料金を完納している者

6 資格の有効期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

7 中間年審査内容

(1) 技術職員

技術職員基準を満たさない場合は降格となりますが、新たに条件を満たしても昇格することはありません。

(2) 「経営事項審査」受審

(3) 米原市税および米原市公共料金完納

完納していない場合は資格が喪失します。

(4) 「米原市暴力団排除条例」関係

8 提出書類一覧表

No.	提出書類	様式等
1	提出書類確認および受理票	【中間様式S-1】2部
2	競争入札参加資格審査申請書(その1)	【工事様式1】
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	写し
4	技術職員名簿	【工事様式3】
	実務経験経歴書(該当する場合)	【工事様式4】
	直近経営事項審査申請の技術職員名簿「別紙二」(受付印付の写)	写し
	技術職員の資格を確認できるもの ※1	写し
	技術職員の雇用を確認できるもの ※1※2	【工事様式3資料】
5	舗装施工管理技術者資格者証(該当する場合)	写し
6	市税、公共料金完納証明書	【米原市様式】
7	誓約書	【指定様式2】
	役職員名簿	【指定様式2(別表)】

注) No.1「提出書類確認および受理票」は、チェック欄を提出者自らチェックしたものを2部提出してください。申請書類の記載事項および提出書類確認後1部は受領印を押印して返却いたします。ただし、申請書類の記載事項の不備または不足している場合、受理は行いませんので再度確認して申請してください。

- ※1 直近の経営事項審査申請時提出の技術職員名簿「別紙二」(受付印のあるもの)に記載のない者について、提出してください。
- ※2 法人事業所、もしくは5人以上の技術職員がいる個人事業所のみ提出してください。「技術職員の雇用を確認できるもの」とは、源泉徴収簿(または賃金台帳)、出勤簿、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、社会保険標準報酬月額決定通知書等をいい、当該書類を持参してください。確認後、返却いたします。

9 提出方法

提出書類 1部 (【中間様式S-1 提出書類確認および受理票】のみ2部)

8の提出書類を番号順にブルー系のA4フラットファイルにとじ込み、ファイルの表紙および背表紙に「建設工事」と記入の上、法人の場合は商号を、個人の場合は事業主の名前を明記し提出してください。

信書扱い郵送とし、締切日の午後4時必着とします。なお、締め切りを過ぎても、締切日の前々日の消印まで有効とします。また、長形3号封筒(表に申請者の宛先を記入し、郵便切手を貼付)を同封すること。

10 申請提出後の申請内容修正について

申請書提出後、申請内容に誤り等があった場合は、令和3年2月19日(金)までに管財課へ修正を申し出てください。これ以降、修正の申出には一切応じませんので、申請書提出時、必ず申請内容を再度確認してください。

申請内容修正とは、「3 受付期日および時間」に基づき申請期間内に受付が終了している申請

をいいます。申請書類の記載事項の不備または不足は該当しません。

11 申請書提出後の変更届について

入札参加資格審査申請書に記載した所在地、商号・名称、代表者職・氏名、電話番号・FAX番号などに変更があった場合は、記載事項変更届（指定様式）を提出してください。

資格有効期間中は、希望する工事種目の変更(取消しは除く。)はできません。

12 その他

- (1) 黒インクまたは黒ボールペンを使用し、楷書で記入してください(パソコンでの入力も可)。
- (2) 申請受付期間終了後および提出書類の記載事項の不備または不足している場合は、受理することはできません。
- (3) 申請書および添付書類について、虚偽記載またはそれに類する行為が認められた場合は、入札参加停止等の措置をとることがあります。
- (4) 有資格者名簿の公表
申請に基づき作成した「入札参加資格者名簿」は令和3年4月末に次のとおり公表します。
 - ア 公表内容
商号、名称、代表者職・氏名、所在地および市内・準市内業者は格付
 - イ 閲覧場所
総務部管財課（米原庁舎）、市公式ウェブサイト (<https://www.city.maibara.lg.jp/>)
- (5) 審査事項評点数の照会
市内業者および準市内業者は、総務部管財課において、身分証明を提示の上、自らの審査事項評点数の内訳を照会できるものとします。
- (6) 電子入札システムの導入について
市では、入札参加事業者の利便性の向上と入札における透明性、公平性、競争性の確保、入札契約事務の効率化を図るため、特別な場合を除いて、インターネットを利用した電子入札システムを実施しています。
対象業務の公告は、月曜日に電子入札システムにおいて入札参加に必要な事項を付し、掲載します。(公告日が閉庁日に当たるときは、閉庁日明けの日とします。公告のない場合もあります)。
- (7) 建設業法改正に伴う、解体工事の発注における取扱いについて
解体工事業は参加希望工事における建築附帯工事の対応許可業種とします。また、建築附帯工事におけるとび・土工工事業では、足場工事等を工事内容として扱います。
平成28年5月31日以前にとび・土工工事業の許可を取得し、かつ令和元年5月31日までに解体工事業の許可を申請している場合、継続してとび・土工工事業の許可を有している期間を解体工事業の許可の経過年数とみなします。
なお、とび・土工工事業の許可を平成28年5月31日以前に取得していない場合、解体工事業の許可業種として入札参加申請するには解体工事業の許可を取得してから2年以上経過していることが必要となります。(平成30年12月31日以前に許可の取得が必要)

格付対象参加希望工事の技術職員基準

1 格付対象参加希望工事

土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、電気設備工事、水道施設工事、給排水冷暖房工事、解体工事

2 技術職員基準

それぞれの参加希望工事について、4の表に示す数以上の技術者を配置する必要があります。なお、技術者の配置については次のことに注意してください。

・技術職員1人につき参加希望工事は1種類とし、2種類以上を重複して配置することはできません。

・市内業者の方で3種類の参加希望工事に申請する場合は、最低でも3人の技術者が必要です。

3 特定建設業要件

格付区分において特定建設業要件は問いませんが、予定価格6,700万円以上の入札は、特定建設業許可を受けていることが、入札参加資格要件となります。

4 格付区分別有資格技術者区分

業 種	主任技術者有資格者数(人以上)		
	格 付 区 分		
	A	B	C
1 土 木 一 式 工 事	4 【3】	2 【1】	1
2 建 築 一 式 工 事	8 【4】	3 【2】	1
3 ほ 装 工 事	2 【1】※	1※	
4 電 気 設 備 工 事	1 【1】	1	
5 水 道 施 設 工 事	2 【1】	1	
6 給 排 水 冷 暖 房 工 事	1 【1】	1	
7 解 体 工 事	1 【1】	1	

(1) 【 】内は、1級または2級技術者数の内数です。

(2) 「主任技術者有資格者数」、「1級または2級技術者数」および「舗装施工管理技術者(1級・2級)」の定義・要件は現行どおりで変更ありません。

(3) 中間年審査において、格付区分主任技術者有資格者数を満たさない場合は降格となります。なお、新たに要件を満たしても昇格することはありません。

※ ほ装工事における舗装施工管理技術者(1級・2級)要件は、ほ装Aは2人以上、ほ装Bは1人以上の要件を満たしている必要があります。なお、主任技術者と兼務でも構いません。

■職員の要件

次の①から⑦までの要件を全て備えている必要があります。

- ① 令和2年11月30日以前に採用され、申請日現在継続して雇用されていること。
- ② 入札参加営業所に勤務していること。
- ③ 所得税の源泉徴収をしていること。
- ④ 社会保険に加入していること。
(個人事業所で従業員が4人以下の場合等、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合は除きます。)
- ⑤ 雇用保険に加入していること。
(従業員が1人もいない場合等、雇用保険の適用が除外される場合は除きます。)
- ⑥ 給料額が滋賀県最低賃金の基準を満たしていること。
- ⑦ 出向者については、転籍出向者(出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等の加入をしている者)であること。

申請書記入要領

申請書類は、以下の要領に基づき、黒インクまたは黒ボールペンを使用して、楷書で記入してください(パソコンでの入力も可)。

1【工事様式1 競争入札参加資格審査申請書(その1)】～記入例参照～

(1)申請者欄

本社、本店の所在地、商号・名称、代表者職・氏名を記入し、代表者印(実印)を押印してください。

(2)主たる営業所所在地の欄

本社、本店の所在地を「①市内」、「②県内」、「③県外」を記入してください(パソコンでセルをクリックして表示されるリストから入力も可能です。)

(3)電子入札登録番号

継続して米原市に登録を希望される場合は、米原市の公式ウェブサイトに掲載している業者登録番号を記入してください。

(4)主たる営業所(本社・本店)欄

左から詰めて記入してください。フリガナはカタカナで記入し、濁点および半濁点は1文字として扱います。電算処理の都合上、漢字はできる限り常用漢字を使用して記入してください。なお、電算処理できない場合には、最も近い漢字またはひらがな等に置き換えることがあります。

①所在地 県名を省略して記入してください。

②商号・名称 省略せずに記入してください。

個人事業者の場合は、屋号がある場合のみ記入してください。

③同上(フリガナ) 法人の場合は「カブシキガイシャ」等、法人の種類を表す文字については記入しないでください。

個人事業者の場合は、屋号があればそのフリガナを記入してください。

④代表者職名 個人事業者の場合は、記入不要です。

⑤代表者氏名 姓と名の間は1マス空けてください。フリガナも同様です。

⑥電話番号・FAX番号

市外局番、局番、番号をハイフンで区切って記入してください。

⑦メールアドレス 電子入札システムに登録済のメールアドレスを記入してください。(未登録の場合は、登録予定のアドレスを記入してください。)

(5)入札参加営業所(上記以外の場合)欄

支店または営業所から参加を希望する場合は、上記(4)により記入してください。

記入例

工事様式 **1**

受付番号

競争入札参加資格審査申請書（その1）

令和3年度の米原市発注の建設工事の競争入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと、ならびに米原市入札参加資格等に関する要綱、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守することを誓約し、万一、虚偽記載またはそれに類する事項が認められた場合には、入札参加資格の取消、入札参加停止等の措置を受けても異議ありません。

米原市長 様

申請日を記入してください。

申請者 令和 3 年 1 月 日

所在地	米原市下多良三丁目3番地		
商号・名称	米原建設株式会社	実印	Ⓜ
代表者職・氏名	代表取締役 米原 太郎		

(決算日: 2 年 6 月 1 日)

主たる営業所所在地	①市内	申請区分	①建設工事	新規継続区分	②継続	所在地	①市内 ②県内 ③県外
						区分	①新規 ②継続
電子入札登録番号						M	K 1 0 0 0 0 0 1

主たる営業所(本社・本店)

継続の場合に記入

郵便番号 **5 2 1 - 0 0 1 6** 法人:1 **1**
 個人:2

所在地 **米原市下多良三丁目3番地**

商号・名称 **米原建設株式会社**

同上(フリガナ) **マイハ"ラケンセツ** カブシキカイシャのフリガナは不要です。

代表者職名 **代表取締役**

代表者氏名 **米原 太郎** (フリガナ) **マイハ"ラ タロウ**
氏と名は1マス空けてください。

電話番号 **0 7 4 9 - 5 2 - * * * *** FAX番号 **0 7 4 9 - 5 2 - * * * ***

メールアドレス: soumu@maibara.**.jp

入札参加営業所(上記以外の場合)

郵便番号 **5 2 1 - 0 0 1 2**

所在地 **米原市米原 * * * 番地**

支店名 **米原駅前支店**

代表者職名 **支店長**

代表者氏名 **管財 次郎** (フリガナ) **カンサ"イシ"ロウ**

電話番号 **0 7 4 9 - 5 2 - * * * *** FAX番号 **0 7 4 9 - 5 2 - * * * ***

メールアドレス: ekimae@maibara.**.jp

2【工事様式3 技術職員名簿】～記入例参照～

- (1) 職員の要件については、技術職員基準(P 7)を確認してください。
- (2) 参加希望工事の種類ごとに、技術職員区分順で記入してください。なお、技術職員は入札参加営業所に勤務する技術者のみとし、他の営業所に勤務する技術職員は記入しないこと。
- (3) 技術職員1人につき参加希望工事は1種類とし、2種類以上は配置できません。また全ての参加希望工事につき、必ず1人以上の現場技術者要件を満たす技術職員の配置が必要です。
(市内業者の方で2種類以上の参加希望工事を申請される場合は、注意してください。)
※参加希望工事がほ装工事の場合は、現場技術者要件を満たす技術者で舗装施工管理技術者要件(P 7)に応じた技術職員の配置が必要です。
※参加希望工事が交通安全施設工事の場合は、路面標示施工技能士の資格を有する技術職員の配置が必要です。
- (4) 技術職員区分は、下表に基づき1、2、3いずれかを記入してください。

技術職員区分	
「1」	有効な監理技術者資格者証を保有（実務経験による取得を含む。）し、審査基準日以前5年以内に監理技術者講習を受講している者
「2」	上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表（P17～P19）のⅠまたはⅡに○の付いている資格を保有している者
「3」	上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○の付いている資格の保有している者および建設業法第7条第2号ハに該当する者

- (5) 資格コードは資格コード表の3桁のコードを記入してください。
- (6) 参加希望工事は、略号で記入してください。（略号・コード表：P21）
- (7) 参加希望工事がほ装工事で、舗装施工管理技術者（1級・2級）を技術職員として記入している場合は、参加希望工事の略号を○で囲んでください（舗装施工管理技術者資格証の写しを添付してください）。
- 例 (ほ)
- (8) 参加希望工事が交通安全施設工事で、路面標示施工技能士を技術職員として記入している場合は、参加希望工事の略号を○で囲んでください（路面標示施工技能士の資格を有することを証する書類（合格証書）の写しを添付してください）。
- 例 (交)
- (9) 現住所は市町村までの記入としてください。
- (10) 実務経験が必要な資格については、【工事様式4 実務経験経歴書】を添付してください（記入例参照）。なお、経審申請書「県参考様式1号」の写しでも可とします。
- (11) **直近の経営事項審査時提出の技術職員名簿「別紙二」（受付印のあるもの）の写しを提出してください。経営事項審査申請以降の新規者がいる場合等の同技術職員名簿に記載のない者については、(12)～(14)の書類を、提出してください。**
- (12) 技術職員区分「1」に該当する技術職員については、監理技術者資格者証（裏表両面）および監理技術者講習修了証の写しを添付してください。
- (13) 技術職員区分「2」または「3」に該当する技術職員については、資格を確認できる書類の写しを添付してください。
- (14) 法人事業所もしくは常時5人以上の技術職員がいる個人事業所については、【工事様式3資料】を添付してください（記入例参照）。

記入例

工事様式3

技術職員名簿

商号または名称

米原建設株式会社

※ 資格	※ 実務	※ 雇用	氏名	生年月日	女性 技術者	技術職員 区分	資格 コード	参加希望 工事	採用 年月日	現住所 (市名)	監理技術者 資格者証交付番号	備考
			(営業所専任技術者) 米原 太郎	S27.1.1		1	113	土	S55.4.1	米原市	1231231	
			米原 一郎	S47.2.1		1	113	土	H10.4.1	米原市	1212121	本社
			建設 五郎	S42.5.20		2	214	土	S62.10.1	米原市		〃
			建築 九美	H6.9.15	○	2	214	土	H25.4.1	米原市		〃
			近江 三郎	S34.2.15		3	002	土	S52.4.1	米原市		〃
			伊吹 四郎	S37.4.15		3	001	土	S56.4.1	米原市		〃
			山東 次郎	S48.3.1		1	113	水	H11.4.1	米原市	3434343	〃
			土木 七郎	S40.7.7		2	214	水	S60.5.1	米原市		〃
			工事 六郎	S30.6.10		3	002	水	S55.7.1	米原市		〃
			水道 八郎	S57.8.20		1	113	ほ	H14.4.1	米原市	5554446	〃

注1 入札参加営業所以外に勤務する技術者および参加希望工事以外の技術者は、記入しないでください。

注2 氏名は、上段に営業所専任技術者を記入してください。

注3 市外業者の方で、技術職員が本様式1枚で記入できない場合においては、本様式1に収まる人数を記入してください。

注4 女性の技術職員については、「女性技術者」欄に○を記入してください。

記入例

工事様式3資料

技術職員の要件確認チェック表

商号または名称

米原建設株式会社

技術職員氏名	① 採用年月日 ※1	② 勤務先 営業所名	③ 源泉徴収票 有無	④ 最低賃金 868円/h以上 ※2	⑤ 雇用保険 有無	⑥ 社会保険		⑦ その他 出勤簿等	職員の要件 可否 ※市記入
						健康保険 その名称	厚生年金保険		
米原 太郎	S55.4.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
米原 一郎	H10.4.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
建設 五郎	S62.10.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
建築 九美	H25.4.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
近江 三郎	S52.4.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
伊吹 四郎	S56.4.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
山東 次郎	H11.4.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
土木 七郎	S60.5.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
工事 六郎	S55.7.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	
水道 八郎	H14.4.1	駅前支店	有	○	有	共済けんぽ	○	-	

※1 令和2年11月30日以前の採用であること。

※2 給料額が月額145,824円以上

工事様式 4

記入例

添付書類

法第7条第2号のイまたはロに該当する方および資格コード表に年数が記載された資格者について作成してください。

実務経歴書

下記のとおり、実務の経験を有することに相違ないことを誓約します。

令和3年 1月 日

商号または名称 米原建設株式会社

申請日を記入してください。

(技術者の)

住所 米原市*** **-*

近江

氏名 近江 三郎

(生年月日 昭和37年2月**日 58才)

記

建設工事の種類

土木一式 工事

使用された事業所	職名	実務経歴の内容	実務経歴年数
米原建設(株)	現場監督	〇〇川災害復旧工事	20年5月から 21年2月まで
"	"	市道××線改良工事	21年6月から 22年2月まで
"	"	市道〇△線擁壁工事	22年4月から 23年2月まで
"	"	××川災害復旧工事	23年10月から 24年9月まで
"	"	県道〇〇線道路改良工事	24年11月から 25年3月まで
"	"	×〇公園造成工事	25年5月から 26年3月まで
"	"	△△地区下水道工事	26年5月から 27年2月まで
"	"	×〇地区側溝整備工事	27年4月から 28年3月まで
"	"	〇△〇川護岸整備工事	28年5月から 29年2月まで
"	"	□□地区下水道管工事	29年6月から 30年3月まで
"	"	市道△×線道路改修工事	30年5月から 31年3月まで
"	"	市道□△線道路改良工事	元年5月から 2年3月まで
"	"	公共下水道管渠工事	2年5月から 3年10月まで
合計			満 10年 6月

(記載要項)

- 1. 「実務経歴の内容」欄には、使用されていた期間において携わった建設工事の具体的な工事名を1年につき1件記入してください。(それぞれの工事の完成年度が重複しないようにしてください。)
 - 2. 「合計」欄には、現在までのすべての経験年数を記入してください。
 - 3. 法第7条第2号のイに該当する方(指定学科卒業者)は以下も記入してください。
- ※ 法第7条第2号ロ(指定学科卒業以外)該当とする場合は、最低でも10年以上の建設工事に関する職務経験が必要です。

高卒者 高等学校 科 年 月卒業

大卒者 大学 学部 学科 年 月卒業

3【中間様式S-1 提出書類確認および受理票】

本票はチェック欄を提出者自らチェックしたものを2部提出してください。申請書類の記載事項および提出書類確認後1部は受領印を押印して返却いたします。ただし、申請書類の記載事項の不備または不足している場合受理は行いませんので再度確認して申請してください。

4【指定様式2 誓約書】および【指定様式2（別表） 役職員名簿】～記入例参照～

- (1) 誓約書の印は、主たる営業所の実印を押印してください。
- (2) 日付は、申請日を記入してください。

誓約書

記入例

令和 年 月 日

(あて先)
米原市長

様
(主たる営業所)

所在地 **米原市下多良三丁目3番地**
商号または名称 **株式会社 米原※※**
代表者職氏名 **代表取締役 米原 太郎**

株式会社
米原※※印
(実印)

令和3年度入札参加資格審査申請に関し、米原市暴力団排除条例の趣旨にのっとり、以下に掲げる項目について、事実と相違ないことを誓約します。

- 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 本誓約書および別表役職員名簿を滋賀県警察本部に提供することに同意すること。
- 上記1に該当した場合は、米原市入札参加資格者名簿から抹消されることに同意すること。

記 入 例

役 職 員 名 簿

(主たる営業所)

商号または名称	株式会社 米原※※
所在地	米原市下多良三丁目3番地
連絡先	0749-52-6781

番号	役職名	氏 名		生年月日				備考
		フリガナ	漢字表記	元号	年	月	日	
1	代表取締役	マハラ タロ	米原 太郎	S	31	1	15	
2	取締役	ナミ サブ	近江 三郎	S	34	9	20	
3	取締役	サトウ シロ	山東 四郎	S	37	3	1	
4	監査役	イキ ハコ	伊吹 花子	S	37	10	10	
5	支店長	カザイ ジロ	管財 次郎	S	39	7	7	
6								
7								
8								
9								
10								

半角で入力

T : 大正
S : 昭和
H : 平成

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員を記載してください。なお、役員以外であっても、米原市と取引上の一切の権限を委任された代理人(支店長等)についても記載してください。

資格コード表

	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
	001	法第7条第2号イ該当			○
	002	法第7条第2号ロ該当			○
	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)			○
	004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)			○
建設業法	111	一級建設機械施工技士	○		
	11A	〃 (附則第4条該当)	○		
	212	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)		○	
	21B	〃 (附則第4条該当)		○	
	113	一級土木施工管理技士	○		
	11C	〃 (附則第4条該当)	○		
	214	二級土木施工管理技士(土木)		○	
	21D	〃 (附則第4条該当)		○	
	215	二級土木施工管理技士(鋼構造塗装)		○	
	216	二級土木施工管理技士(薬液注入)		○	
	21E	〃 (附則第4条該当)		○	
	120	一級建築施工管理技士	○		
	12A	〃 (附則第4条該当)	○		
	221	二級建築施工管理技士(建築)		○	
	222	二級建築施工管理技士(躯体)		○	
	22B	〃 (附則第4条該当)		○	
	223	二級建築施工管理技士(仕上げ)		○	
	127	一級電気工事施工管理技士	○		
	228	二級電気工事施工管理技士		○	
	129	一級管工事施工管理技士	○		
	230	二級管工事施工管理技士		○	
	131	一級電気通信工事施工管理技士	○		
	232	二級電気通信工事施工管理技士		○	
	133	一級造園施工管理技士	○		
	234	二級造園施工管理技士		○	
	建築士法	137	一級建築士	○	
238		二級建築士		○	
239		木造建築士		○	
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	○		
	14A	〃 (附則第4条該当)	○		
	142	建設「鋼構造およびコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	○		
	14B	〃 (附則第4条該当)	○		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	○		
	14C	〃 (附則第4条該当)	○		
	144	電気電子・総合技術監理(電気・電子)	○		
	145	機械・総合技術監理(機械)	○		
	146	機械「流体力学」または「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」または「熱工学」)	○		
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	○		
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	○		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	○		

	14D	〃 (附則第4条該当)		○	
	150	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)		○	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)		○	
	15A	〃 (附則第4条該当)		○	
	152	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)		○	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)		○	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)		○	
電気工事士法	155	第一種電気工事士			○
	256	第二種電気工事士	実務3年		○
電気事業法	258	電気主任技術者 (第1種～第3種)	実務5年		○
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	実務5年		○
水道法	265	給水装置工事主任技術者	実務1年		○
消防法	168	甲種消防設備士		○	
	169	乙種消防設備士		○	
職業能力開発促進法	166	ウェルポイント施工 (1級)		○	
	16C	〃 (附則第4条該当)		○	
	266	〃 (2級)	実務3年		○
	16C	〃 (附則第4条該当)			○
	167	路面表示施工		○	
	171	建築大工 (1級)		○	
	271	〃 (2級)	実務3年		○
	164	型枠施工 (1級)		○	
	16B	〃 (附則第4条該当)		○	
	264	〃 (2級)	実務3年		○
	26B	〃 (附則第4条該当)			○
	172	左官 (1級)		○	
	272	〃 (2級)	実務3年		○
	157	とび・とび工 (1級)		○	
	15B	〃 (附則第4条該当)		○	
	257	〃 (2級)	実務3年		○
	25B	〃 (附則第4条該当)			○
	173	コンクリート圧送施工 (1級)		○	
	17A	〃 (附則第4条該当)		○	
	273	〃 (2級)	実務3年		○
	27A	〃 (附則第4条該当)			○
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)		○	
	274	〃 (2級)	実務3年		○
	175	給配水衛生設備配管 (1級)		○	
	275	〃 (2級)	実務3年		○
	176	配管・配管工 (1級)		○	
	276	〃 (2級)	実務3年		○
	170	建築板金 (1級)		○	
	270	(2級)	実務3年		○
	177	タイル張り・タイル張り工 (1級)		○	
	277	〃 (2級)	実務3年		○
	178	築炉・築炉工・れんが積み (1級)		○	
	278	〃 (2級)	実務3年		○
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (1級)		○	
	279	〃 (2級)	実務3年		○
	180	石工・石材施工・石積み (1級)		○	

280	〃 (2級)	実務3年			○
181	鉄工・製罐 (1級)			○	
281	〃 (2級)	実務3年			○
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)			○	
282	〃 (2級)	実務3年			○
183	工場板金 (1級)			○	
283	〃 (2級)	実務3年			○
184	板金 (「建築板金作業」・建築板金・板金工 (「建築板金作業」) (1級)			○	
284	〃 (2級)	実務3年			○
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)			○	
285	〃 (2級)	実務3年			○
186	かわらぶき・スレート施工 (1級)			○	
286	〃 (2級)	実務3年			○
187	ガラス施工 (1級)			○	
287	〃 (2級)	実務3年			○
188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)			○	
288	〃 (2級)	実務3年			○
189	建築塗装・建築塗装工 (1級)			○	
289	〃 (2級)	実務3年			○
190	金属塗装・金属塗装工 (1級)			○	
290	〃 (2級)	実務3年			○
191	噴霧塗装 (1級)			○	
291	〃 (2級)	実務3年			○
192	畳製作・畳工 (1級)			○	
292	〃 (2級)	実務3年			○
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・ 表装・表具・表具工 (1級)			○	
293	〃 (2級)	実務3年			○
194	熱絶縁施工 (1級)			○	
294	〃 (2級)	実務3年			○
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)			○	
295	〃 (2級)	実務3年			○
196	造園 (1級)			○	
296	〃 (2級)	実務3年			○
197	防水施工 (1級)			○	
297	〃 (2級)	実務3年			○
198	さく井 (1級)			○	
298	〃 (2級)	実務3年			○
061	地すべり防止工事	実務1年			○
06A	〃	(附則第4条該当)			○
040	基礎ぐい工事				○
062	建築設備士	実務1年			○
063	計装	実務1年			○
060	解体工事			○	
064	基幹技能者			○	

備 考

- ・資格区分の欄に年数が記載されている資格は取得後に当該年数の実務経験が必要です。
(平成15年以前に職業能力開発促進法による技能検定の2級に合格された方は、取得後実務経験1年です。)
- ・「附則第4条該当」とは建設業法において経過措置期間(平成28年6月1日～令和3年3月31日)に限り、解体工事業の技術者として認められていましたが期間終了となります。これらの経過措置技術者が、令和3年4月以降も解体工事業に関する技術者となるためには、登録解体工事講習を終了するか、解体工事に関して1年以上の経験を有する必要があります。なお、建設機械施工技士等、経過措置終了後は、登録解体工事講習を終了する等しても解体工事業に関する技術者と認められない資格区分もありますので注意してください。

参加希望工事の略号・コード表

参加希望工事	略号	コード
土木一式	土	5 1
建築一式	建	5 2
ほ装	ほ	5 3
電気設備	電	5 4
消防施設	消	5 5
給排水冷暖房	給	5 6
機械設備	機	5 7
塗装	塗	5 8
造園	園	5 9
さく井	井	6 0
鉄骨	鉄	6 1
橋梁上部	橋	6 2
法面処理	法	6 3
建築附帯	附	6 4
交通安全施設	交	6 5
清掃施設	清	6 6
水道施設	水	6 7

建設工事の種類略号・コード表

建設工事の種類	略号	コード
土木一式	土	0 1
建築一式	建	0 2
大工	大	0 3
左官	左	0 4
とび・土工・コンクリート	と	0 5
石	石	0 6
屋根	屋	0 7
電気	電	0 8
管	管	0 9
タイル・れんが・ブロック	タ	1 0
鋼構造物	鋼	1 1
鉄筋	鉄	1 2
ほ装	ほ	1 3
しゅんせつ	しゅ	1 4
板金	板	1 5
ガラス	ガ	1 6
塗装	塗	1 7
防水	防	1 8
内装仕上	内	1 9
機械器具設置	機	2 0
熱絶縁	絶	2 1
電気通信	通	2 2
造園	園	2 3
さく井	井	2 4
建具	具	2 5
水道施設	水	2 6
消防施設	消	2 7
清掃施設	清	2 8
解体	解	2 9

指定様式2

誓約書

令和 年 月 日

(あて先)
米原市長

様

所在地
商号または名称
代表者職氏名

(実印)

令和3年度入札参加資格審査申請に関し、米原市暴力団排除条例の趣旨にのっとり、以下に掲げる項目について、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (1) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 本誓約書および別表役職員名簿を滋賀県警察本部に提供することに同意すること。
- 3 上記1に該当した場合は、米原市入札参加資格者名簿から抹消されることに同意すること。

指定様式2(別表)

役職員名簿

商号または名称	
所在地	
連絡先	

番号	役職名	氏名		生年月日				備考
		フリガナ	漢字表記	元号	年	月	日	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員を記載してください。なお、役員以外であっても、米原市と取引上の一切の権限を委任された代理人(支店長等)についても記載してください。

提出書類確認および受理票(建設工事)

米原市役所 総務部管財課

商号名称:

受 領 印

提出者は、提出書類を必ずチェック欄でチェックして本票を2部提出してください。

用意できた書類は○、不要な書類は×

○…必要 ×…不要

△…該当する場合必要 ☆…持参確認

No.	提出書類	法人		個人	チェック欄	
		市内	準市内	市内	提出者	管財課
1	提出書類確認および受理票 【中間様式S-1】 チェック済み 2部提出	○	○	○		
2	競争入札参加資格審査申請書(その1) 【工事様式1】	○	○	○		
3	経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書 (写し)	○	○	○		
4	技術職員名簿【工事様式3】	○	○	○		
	実務経験経歴書【工事様式4】	△	△	△		
	直近経営事項審査申請技術職員名簿「別紙二」(受付印付の写し)	○	○	○		
	技術職員の資格を確認できるもの ※1	△	△	△		
	技術職員の雇用を確認できるもの 【工事様式3資料】※1※2	☆	☆	☆		
5	舗装施工管理技術者資格者証(写し)	△	△	△		
6	市税、公共料金完納証明書【米原市様式】※3	○	○	○		
7	誓約書【指定様式2】	○	○	○		
	役職員名簿【指定様式2(別表)】	○	○	○		

※1 直近の経営事項審査申請時提出の技術職員名簿「別紙二」(受付印のあるもの)の写しに記載がない者について提出してください。

※2 法人事業所、もしくは5人以上の技術職員がいる個人事業所のみ提出してください。「技術職員の雇用を確認できるもの」とは、源泉徴収簿(または賃金台帳)、出勤簿、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、社会保険標準報酬月額決定通知書等をいい、当該書類を持参してください。確認後、返却いたします。

※3 市税、公共料金完納証明書は、12月1日(火)から各庁舎窓口で発行します。